

## 司法試験委員会会議（第24回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成17年12月15日（木）16：00～17：30

### 2 場所

最高検察庁会議室

### 3 出席者

（委員長）上谷清

（委員）小幡純子，神垣清水，高橋宏志，長谷川真理子，本間通義（敬称略）

（同委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課））

稲田伸夫人事課長，丸山嘉代人事課付，濱田亮二試験管理官

### 4 議題

- (1) 旧司法試験の試験成績の本人通知の拡充について（協議）
- (2) 平成18年度旧司法試験第二次試験の実施について（協議）
- (3) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第8条第1項の選択の手続を定める省令第3項に係る司法試験委員会決定について（協議）
- (4) 平成18年度旧司法試験第二次試験考査委員の任命について（報告）
- (5) 新司法試験プレテスト（模擬試験）に関する意見等について（報告）
- (6) 新司法試験考査委員による申合せ事項について（報告）
- (7) 法科大学院の授業参観について（協議）
- (8) その他の報告案件について
- (9) 次回開催日程等について（説明）

### 5 配布資料

資料1 旧司法試験の試験成績の本人通知の拡充について

資料2 論文式試験成績通知書及び口述試験成績通知書

資料3 新司法試験における短答式試験の出題方針について

### 6 議事等

- (1) 旧司法試験の試験成績の本人通知の拡充について（協議）

受験者への情報提供を一層拡充するとの観点から，資料1のとおり，旧司法試験第二次試験論文式試験及び口述試験の合格者のうち成績通知を希望する者に対し，平成18年度から新たに総合順位を通知することが決定された。なお，成績区分の表示については，出願者数や合格者数等を考慮し，今後は事務局において定めることとされた。各通知書の様式については，資料2のとおり。
- (2) 平成18年度旧司法試験第二次試験の実施について（協議）

事務局から、平成18年度旧司法試験第二次試験の実施について、同試験の実施日程及び実施打合せ審査委員会議における協議事項等の説明がなされ、了承された。

司法試験法第7条に基づく、旧司法試験第二次試験の期日及び場所の公告は、平成18年1月20日（金）付け官報により行うこととされた。

- (3) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第8条第1項の選択の手続を定める省令第3項に係る司法試験委員会決定について（協議）

法科大学院を修了する見込みである者は、新司法試験に出願した後においても、重ねて旧司法試験に出願することができることとされているが（同省令第2項）、旧司法試験の受験に当たっては法科大学院を修了しなかった旨を証する証明書を提出しなければならないとされている。平成18年度の試験においては、同証明書の提出期限を平成18年4月14日（金）とすることが決定された。

また、新司法試験に出願した際に、受験者が司法試験委員会による法科大学院に対する受験資格の照会に同意している場合であって、当該法科大学院が司法試験委員会による受験資格の照会への回答に同意している場合には、前記証明書の提出は不要とすることが決定され、平成19年度以降の試験においても同様の取扱いとすることとされた。

- (4) 平成18年度旧司法試験第二次試験審査委員の任命について（報告）

委員長から、司法試験委員会議事細則第6条第2項（以下「議事細則」）に基づき、以下の報告があった。

平成18年度旧司法試験第二次試験審査委員の推薦については、議事細則第6条第1項の規定に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、いずれも了承され、平成17年11月16日付けで委員会の議決とした。

これに関し、事務局から、第二次試験の審査委員に推薦された候補者は、12月1日付けで法務大臣から審査委員に任命されたことについて報告がなされた。

- (5) 新司法試験プレテスト（模擬試験）に関する意見等について（報告）

プレテストに関し、法務省がプレテスト受験生に対して実施したアンケート調査の結果をとりまとめたこと、関西学院大学大学院からプレテストに関する要望書が提出されたこと、東京弁護士会からプレテストについてのアンケート結果が提出されたことについて事務局から報告がなされた。

なお、司法試験委員会では、これらアンケート結果のほか法科大学院協会、日本弁護士連合会から提出されたプレテストに関する意見等を参考にして、審査委員等において慎重に検討するよう指示し、審査委員会において、本試験における出題形式等について検討がなされた結果、次の(6)のとおり、短答式試験の出題内容や出題形式についての申合せがなされ、また、平成18年の本試験では、民事系科目の論文式試験については、大問2時間、大大問4時間に分割して実施すること、答案構成用紙を配布することなどの措置を講じることとされた。

- (6) 新司法試験審査委員による申合せ事項について（報告）

事務局から、11月16日に開催された新司法試験考査委員会議における協議結果について説明し、本試験における短答式試験問題の出題形式・出題内容については、資料3のとおりに申合せがなされ、司法試験委員会に対し、内容について法科大学院に広報するよう要請があったことについて報告した。

報告を受けて、司法試験委員会から法科大学院協会に対し、考査委員会議における協議結果等を通知することとされた。

(7) 法科大学院の授業参観について（協議）

11月に実施された専修大学法科大学院及び一橋大学法科大学院の授業参観の結果に基づいて協議が行われた。

(8) その他報告案件

事務局から、司法試験第二次試験の試験科目の範囲を定める規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第108号）について報告

同規則において、商法の試験の範囲については、商法第三編第十章の保険及び第四編の海商に関する部分を除いた部分を範囲とする旨規定しているところ、会社法の成立により、商法第三編が第二編に、第四編が第三編に、それぞれ編替えされたことに伴い改正するもので、会社法の施行日に施行される。

(9) 次回開催日程等について（説明）

次回の司法試験委員会は、平成18年1月18日（水）午前11時から法曹会館において開催することが確認された。

（以上）